中小企業組合等支援施策情報

■復旧・復興支援制度データベースの公開について
～利用者視点の制度検索サービスの開始～（経済産業省）

経済産業省は、東日本大震災復興対策本部をはじめ各府省と連携し、復旧・復興支援制度データベースを平成24年１月17日から開始しました。本サービスは、国や地方公共団体等が運用する多種多様な支援制度をワンストップで検索することができるサービスです。

これにより、最新の支援制度情報をこれまでより格段に早く、的確に閲覧することができます。是非ご活用下さい。

復旧・復興支援制度データベース：http://www.r-assistance.go.jp/

■ポジティブ・アクション推進企業やファミリー・フレンドリー企業を表彰します。
（厚生労働省）

厚生労働省では、平成24年度「均等・両立推進企業表彰」の候補となる企業を公募しています。

この制度は、「職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組み」（ポジティブ・アクション）及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取り組み」について、他の模範となる取り組みを推進しているような企業を公募し、表彰するものです。

なお、応募期間は、平成24年3月31日まで（消印有効）となっています。

【お問い合わせ先】

秋田労働局雇用均等室　TEL 018-862-6684

詳細につきましては、下記ホームページをご覧下さい。

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001y5bf-att/2r9852000001y5gb.pdf

組合相談コーナー　理事会開催の留意点について

Q　組合の決算期が近づき、理事会を開催する機会が多くなってきますが、理事会を開催する際の留意点やポイントを教えて下さい。

A　理事会の開催は、各理事が招集出来ることになっていますが、多くの組合では、定款により理事長が招集権者となっています。

理事会の招集手続きは1週間前まで（定款に規定されている期間）に、各理事に対して通知しなければなりませんが、理事全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催することも可能です。

理事会の議決事項としては、①総会に提出する議案、②その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項等があり、理事の過半数が出席し、その過半数により決議されます。

【理事会の議決事項として考えられる主なもの】

①代表理事の選任
②組合員の加入承認（協業組合は総会付議事項）
③持分の譲渡の承認（協業組合は総会付議事項）
④出資口数の減少の承認
⑤持分払戻しの停止
⑥理事の自己契約の承認
⑦総会または、総代会の招集の決定
⑧総会または、総代会提出議案の決定
⑨総会または、総代会において決定した事業の実行および予算執行細目の決定
⑩顧問・相談役等の委嘱